



平成26年5月9日

各 位

会社名 藤森工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 布山英士  
(コード番号7917 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 管理部門管掌  
吉野 彰志郎  
TEL. 03-6381-4211

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成26年5月9日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月19日開催予定の当社第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 役員人事の機能的及び円滑な対応を目的とするものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第28条 (役付取締役) 取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	第4章 取締役及び取締役会 第28条 (役付取締役) 取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、 <u>取締役副会長</u> 、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役及び取締役相談役</u> 各若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 33 条 (監査役の任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 33 条 (監査役の任期)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとするが、当該期間内における辞任または解任を妨げない。</u></p> <p>4. (現行 2 項を 4 項とする)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 19 日

以上